

※ 本ご案内は2月2日時点でMCDBのID未発行の法人へお送りしています。

令和8年3月

医療法人ご担当者様

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告に関するご案内

平素より厚生労働行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

医療法により、医療法人は

- ・ **事業報告書等（毎会計年度終了後3か月以内）**
  - ・ **経営情報等（毎会計年度終了後3か月以内（外部監査の対象となる医療法人は4か月以内））**
- の都道府県への報告が義務付けられています。**

ご報告いただきました令和6年度決算期分データは、令和7年度補正予算の国会審議や、次期診療報酬改定の議論にも活用されています。

引き続き、医療法人の経営の実態を速やかに把握し必要な支援等を行うためにも、**期限内にご報告いただくとともに、報告にあたっては、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」による電子的届出（※）をぜひご利用ください。**

MCDBをご利用いただくと、前年度に登録した情報の自動入力や、入力内容の自動チェック機能などにより、作業負担の軽減にも繋がります。

つきましては、ぜひこの機会に、電子的届出に必要な利用申請を行っていただきますようお願いいたします。

▼利用申請の様式について

**利用申請は、所管の都道府県にて随時受け付けております。**

厚生労働省ホームページに掲載している「**ID発行依頼票（エクセルファイル）**」をご記載の上、**所管の都道府県へご提出**をお願いいたします。

申請後、都道府県による速やかなアカウントの付与が可能となっております。

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html)



※ MCDBは、厚生労働省が独立行政法人福祉医療機構に運営を委託。

※ MCDBによる届出は、令和6年11月決算期分データからご利用いただけます。

※ MCDBによる報告は、「事業報告書等及び経営情報等」のみとなります。

(医療機能情報提供制度、病床・外来機能報告制度等の各種報告制度は、G-MISでのご報告となります。)

経営情報の報告内容やシステムの操作方法等が不明な場合はコールセンターまでご連絡ください。

医療法人経営情報報告相談窓口（受付時間：平日9：00～17：00）

電話でのお問合せ先：0570-783-867

お問合せフォーム：<https://mcd-form.jp/>

# 事業報告書等と経営情報等の報告が 義務付けられています。



## ■ 報告内容

事業報告書等：毎会計年度終了後3か月以内に届け出ていただく、  
法人単位の活動状況等

経営情報等：毎会計年度終了後3か月以内（外部監査の対象と  
なる医療法人は4か月以内）にご報告いただく、  
病院・診療所単位での「収益及び費用」や「職員  
の職種別人数及びその給与総額（任意項目）」

## ■ 報告方法

オンライン報告を推進しています。

医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）をご利用いた  
だくと、

- ・ 前年度に登録した情報の自動入力
  - ・ 入力内容の自動チェック機能 など
- により、作業負担の軽減に繋がります。



## ■ 報告データの活用方法

医療の現状と実態を把握するための非常に重要な情報として、  
診療報酬改定や医療機関への補助金等の必要な施策の検討に活用し  
ています。

報告制度の詳細や、MCDBのID発行申請方法については、  
厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚労省 医療法人 報告

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html)



## よくある質問 FAQ

**Q 医療法人整理番号はどこで確認できますか？**

A. 報告先となる所管の都道府県が管理していますので、自治体のホームページ等をご確認ください。

**Q 事業報告書等を届け出ましたが、経営情報等も報告しなければいけないのでしょうか？**

A. **必要です。**法人単位の事業報告書等に加えて、病院や診療所ごとの経営情報等も報告が義務化されています。

**Q 報告期限が過ぎている場合、報告は不要となりますか？**

A. **必要です。**事業報告書等及び経営情報等の報告期限が過ぎていても都道府県へご報告ください。

**Q 経営情報等の報告にあたって、記載方法を示す手引き等がありますか？**

A. 本リーフレットの前面下段に記載のホームページ先に『「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第3版）について』を掲載していますので、そちらをご参照ください。

**Q 監事監査報告書の押印は必要でしょうか？**

A. **不要です。**押印等を不要とするための規定の見直しを行っています。